

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 55
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

新型コロナ特例

- ①コロナ疑い患者への「二類感染症患者入院診療加算（250点）」
②コロナ陽性患者への「電話等による診療（147点）」
要件追加・変更の上で延長

10月26日付で厚労省事務連絡「診療報酬上の臨時的取扱い（その79）」が発出され、10月末までとされていた2つの特例措置（二類感染症患者入院診療加算（外来）、重症化リスク患者への電話等による診療）について、要件追加・変更の上で、延長されることになりました。以下に概要を示します。

（※コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合に1日につき1回算定できる「二類感染症患者入院診療加算（250点）」は、引き続き算定できます。）

①二類感染症患者入院診療加算（外来）（250点）

★（令和4年11月1日から令和5年2月末までの取扱い）

（従前）診療・検査医療機関（県HP公表）において、コロナ疑い患者（医学的初診時に限る）を対面診療した場合、院内トリアージ実施料（300点）と併せて算定できる。

11月以降は下記要件が追加（①～④のいずれかに該当する場合に算定可）

- ①10月13日以降に新たに診療・検査医療機関に指定され、県HPで公表
 - ②11月以降の診療・検査対応時間が、10月13日時点と比べ1週間あたり30分以上拡充
 - ③11月以降、新たに、診療対象患者について、通院歴のない患者にも拡充
 - ④11月以降、診療・検査対応時間を「1週間に8枠以上（※）」確保している
- （②～④は既存の診療・検査医療機関（県HP公表）が対象で、該当した週の月曜日から算定可）

※各日の午前・午後の別に1枠と数える。（例：11時～正午、17時～18時を診療・検査対応時間とする場合、この日は2枠とカウント）。

★（令和5年3月1日から令和5年3月末までの取扱い）

上記の【算定要件】を満たした場合に算定できる点数が「慢性疾患の診療（147点）」に代わります。

（令和5年3月1日以降は「二類感染症患者入院診療加算（250点）」は算定できません）

②電話等による診療（147点）

★＜令和4年11月1日から令和5年3月末までの取扱い＞

「保健所等から健康観察に係る委託を受けている」または「診療・検査医療機関（県HP公表）」で、自宅・宿泊療養中の「重症化リスクの高い患者」に電話等（電話・オンライン）で診療を行った場合、初回の電話等による診療の実施時に限り（初回時のみ）、「電話等による診療（147点）」を算定できる。

対象患者…①65歳以上 ②40歳以上65歳未満で重症化リスク因子が複数 ③妊娠中

（①～③のすべてに該当する場合に算定可）

- ①電話等で新型コロナに係る診療を行っている旨を自院や県のHPで公表
 - ②季節性インフルエンザに対応する体制を有している
 - ③下記のいずれかに該当
 - ◆11月～12月末までの間に、新たに、電話等による新型コロナ陽性患者への診療を開始
 - ◆10月末現在、電話等による新型コロナ陽性患者への診療を行っている場合で、「1週間に8枠以上（※）」、かつ、「時間外または土曜もしくは休日の3時間以上」電話等による新型コロナの診療体制を有する
- ※二類感染症患者入院診療加算の「1週間に8枠以上」の考え方と同じ。